

特別教育等助成金

(技能講習・特別教育)

能力開発支援助成金

(指定教育訓練)

助成金の申請の流れ

1. 平成22年度・平成23年度 季節労働者の証明書と助成金対象資格の確認

- 季節労働者としての証明書が手元にあるか確認し、証明証がない場合は、関係機関において手配してください。
※ 季節労働者の証明書：次項の「平成22年度・平成23年度 季節労働者」をご覧ください。
- 受講科目が当協議会の助成金対象資格であるか確認してください。
※ 不明確な場合は、各種関係機関か当協会にお問い合わせください。

2. 技能講習登録教習機関、指定教育訓練機関に受講申し込み

申し込みの際、受講申込書(控え)と受講日、受講料がわかるパンフレット等の書類を受け取ってきてください。1回目の申請にご持参ください。

3. 1回目の申請(=承認申請)

当協議会の相談窓口にて申請してください。

期限厳守 受講日程の最終日前日までに申請をしてください。
受講終了後の申請は一切受けられませんので、ご注意ください。

- 持参するもの**
- ① 平成22年度・平成23年度 季節労働者の証明書
※ 証明書の種類については、次項の「平成22年度・平成23年度 季節労働者」をご覧ください。
 - ② 住所がわかるもの(運転免許証、住民票等)
 - ③ 印鑑(シャチハタは無効)
 - ④ 講習機関への受講申込書(控え)
 - ⑤ 受講料支払領収書(クレジットカード可)
 - ⑥ 教習日程、受講料が記入されたパンフレット等

4. 講習・訓練の受講、資格・免許の取得

受講中に試験または試験に代わる認定制度が組み込まれている講座もあります。

5. 2回目の申請(=支給申請)

当協議会の相談窓口にて申請してください。

期限厳守 資格取得後1ヶ月以内と平成24年3月16日のいずれか早い日までです。
期限終了後は一切受けられませんので、ご注意ください。

- 持参するもの**
- ① 講習修了証明書
 - ② 資格証、免許証などの資格取得証明書
 - ③ 銀行の通帳
 - ④ 印鑑(シャチハタは無効)

6. 2回目の申請後、2ヶ月以内に指定口座に振込

■ 申込み時、必ず、下記の該当するいずれかの季節労働者の証明書をご持参ください。

- ① 「平成23年度の短期雇用特例被保険者」で雇用されている季節労働者の方(いずれかの証明)
 - A) 平成23年度 雇用保険資格取得等確認通知書・雇用保険被保険者証
 - I) 雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書
- ② 現在「直前に平成22年度・平成23年度の短期雇用特例被保険者」であった離職中の季節労働者の方(直前のいずれかの証明)
 - A) 平成22年度・平成23年度 雇用保険特例受給資格者証あるいは平成23年度の申告書^{※1}
 - I) 雇用保険被保険者離職票(2枚組)
 - ウ) 雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書

※1 申告書…特例受給資格者失業認定申告書(認定日付A4用紙+写真用紙)

必要な季節労働者の証明書については次項の「平成22年度・平成23年度 季節労働者」をご覧ください。

平成22年度・平成23年度 季節労働者

- ※①平成22年度・平成23年度において短期雇用特例被保険者として雇用されている、あるいは雇用されていた方。
- ②直前の離職が短期雇用特例被保険者である方。



現在、季節労働者として働いている方

平成23年度 短期雇用特例被保険者で雇用されている方

いずれかの証明書

ア) 平成23年度 雇用保険資格取得等確認通知書・雇用保険被保険者証

- ・雇用時に、会社から本人に渡されているか、あるいは会社が保管している。
- ・再発行の場合はまず、会社に相談する。
- ・対応はハローワークの適用課

イ) 雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書

- ・本人管轄のハローワークの得喪(とくそう)係に申請する。

申請に必要なもの:

- ① 顔写真入証明書(運転免許証等)
- ② 印鑑(シャチハタは無効)

※平成22年度 雇用保険特例受給資格者証は利用できません

現在、離職中の方

※直前の離職時の保険が、短期雇用特例被保険者である方

平成22年度・平成23年度 季節労働者として働いていた離職中の方

平成22年度・平成23年度 雇用保険特例受給資格者証を持っている方

証明書

ア) 平成22年度・平成23年度 雇用保険特例受給資格者証あるいは平成23年度の申告書^{※1}
(後日、平成23年度 雇用保険特例受給資格者証を提出)

- ・年度は直前の離職に係るもの
- ・発行、再発行は、本人管轄のハローワークの給付課に申請する。

申請に必要なもの:

- ① 顔写真入証明書(運転免許証等)
- ② 印鑑(シャチハタは無効)

平成22年度・平成23年度 雇用保険特例受給資格者証を持っていない方

いずれかの証明書

ア) 雇用保険被保険者離職票(2枚組)

- ・直前の離職に係るもの
- ・離職時に、会社から本人に渡され、失業保険を貰っていない場合は、本人が保持している。
- ・再発行は、管轄のハローワークの適用課に申請する。

イ) 雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書

- ・本人管轄のハローワークの得喪(とくそう)係に申請する。

申請に必要なもの:

- ① 顔写真入証明書(運転免許証等)
- ② 印鑑(シャチハタは無効)

※1 申告書…特例受給資格者失業認定申告書(認定日付A4用紙+写真用紙)

※必ず直前の短期雇用特例被保険者の証明書を使用のこと。

問い合わせ・受付

さっぽろ季節労働者通年雇用促進支援協議会

〒060-0001 札幌市中央区北1条西5丁目 北一条ビル 10階

0120-916-881

Tel 011-211-1823 Fax 011-211-1822

HP <http://sapporo-kisetsu.jp>



就労相談窓口のご利用は、
月～金曜日の
9時～17時までです。

※土・日・祝日・年末年始
(12/29～1/3)はお休みです。



さっぽろ 通年雇用

検索